

阿賀野市条例第9号

阿賀野市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成27年阿賀野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第2条第1項中「員数は、次の」を「員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。）は、原則として次の」に改め、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項」を「省令第140条の66第1号イ（3）」に改め、同条第2項表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、「（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項の表中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。